

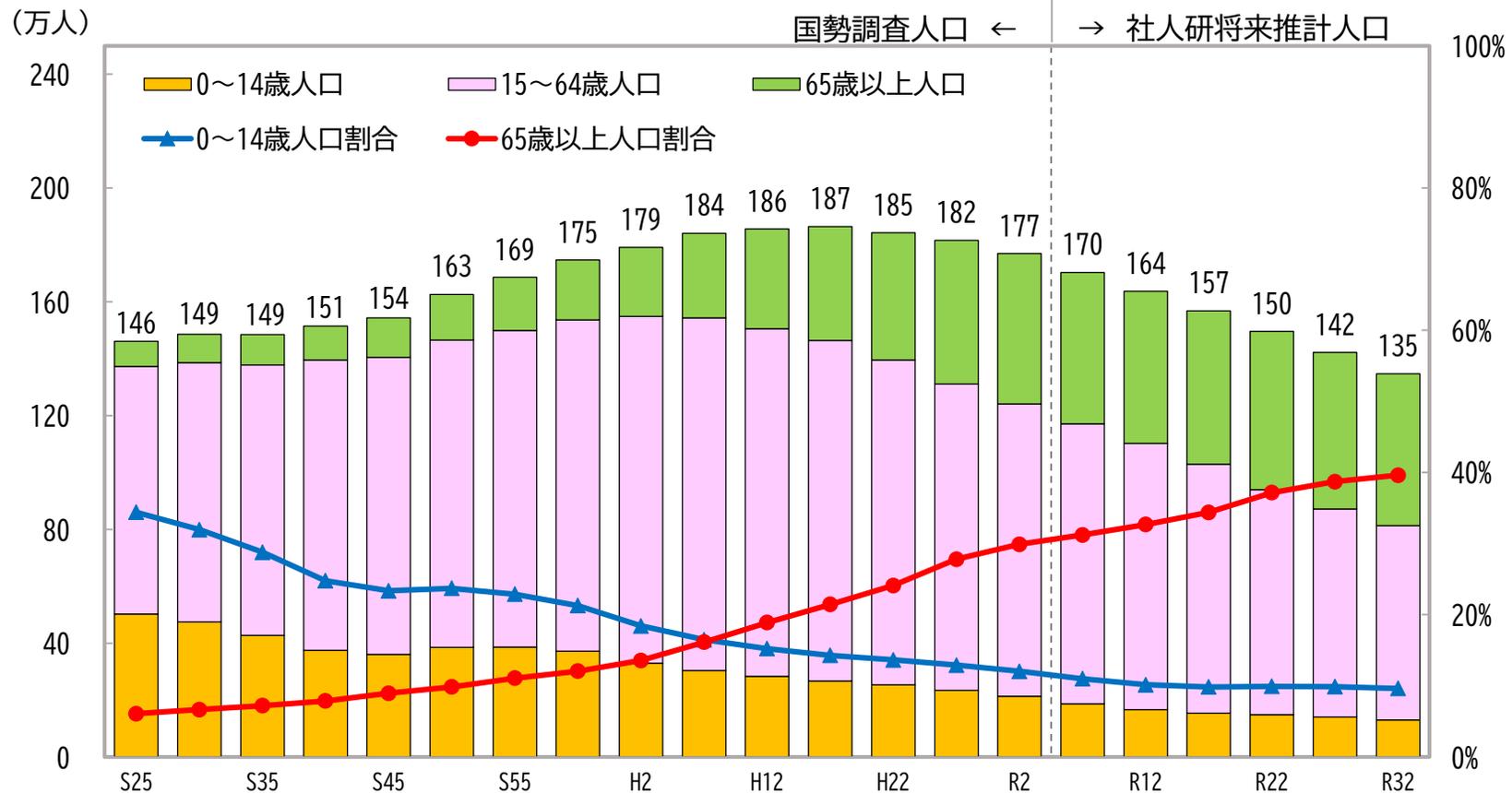
「三重県子ども条例」の改正及び  
「三重県こども計画（仮称）」の  
策定が必要な理由に関するデータ  
等について

令和6年6月  
子ども・福祉部

# (1)子どもを取り巻く環境の変化

## 少子・高齢社会の進行

年齢3区分別人口の推移（三重県）

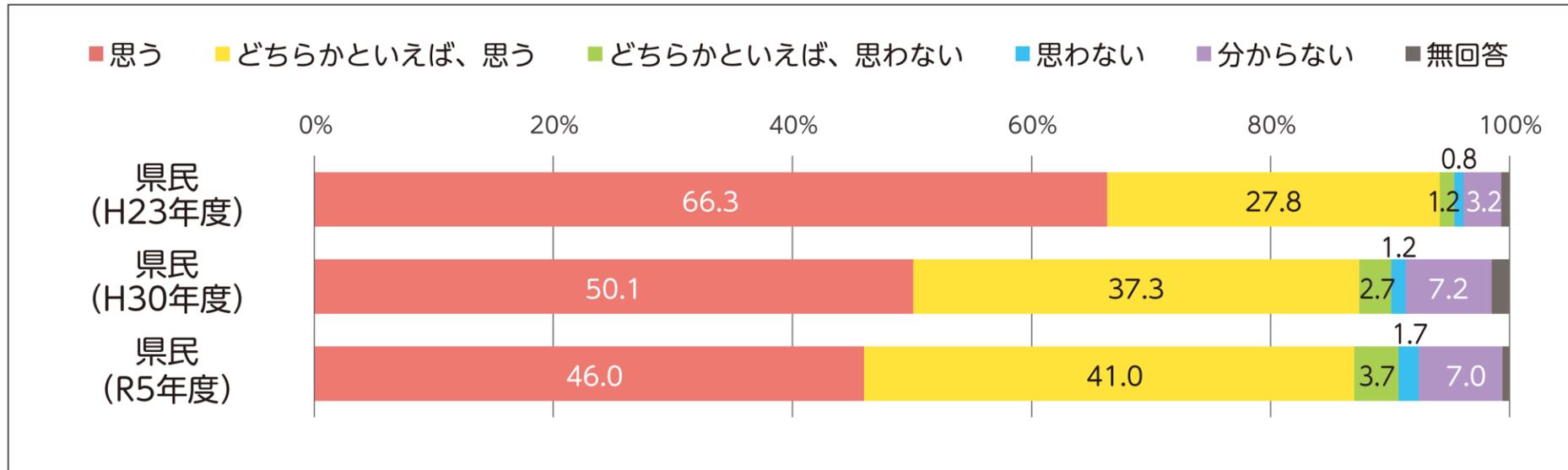


資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」

# (1)子どもを取り巻く環境の変化

## 地域の関わり

### ■子どもたちの育ちを見守り、応援したいと思うか。(県民調査) (三重県)

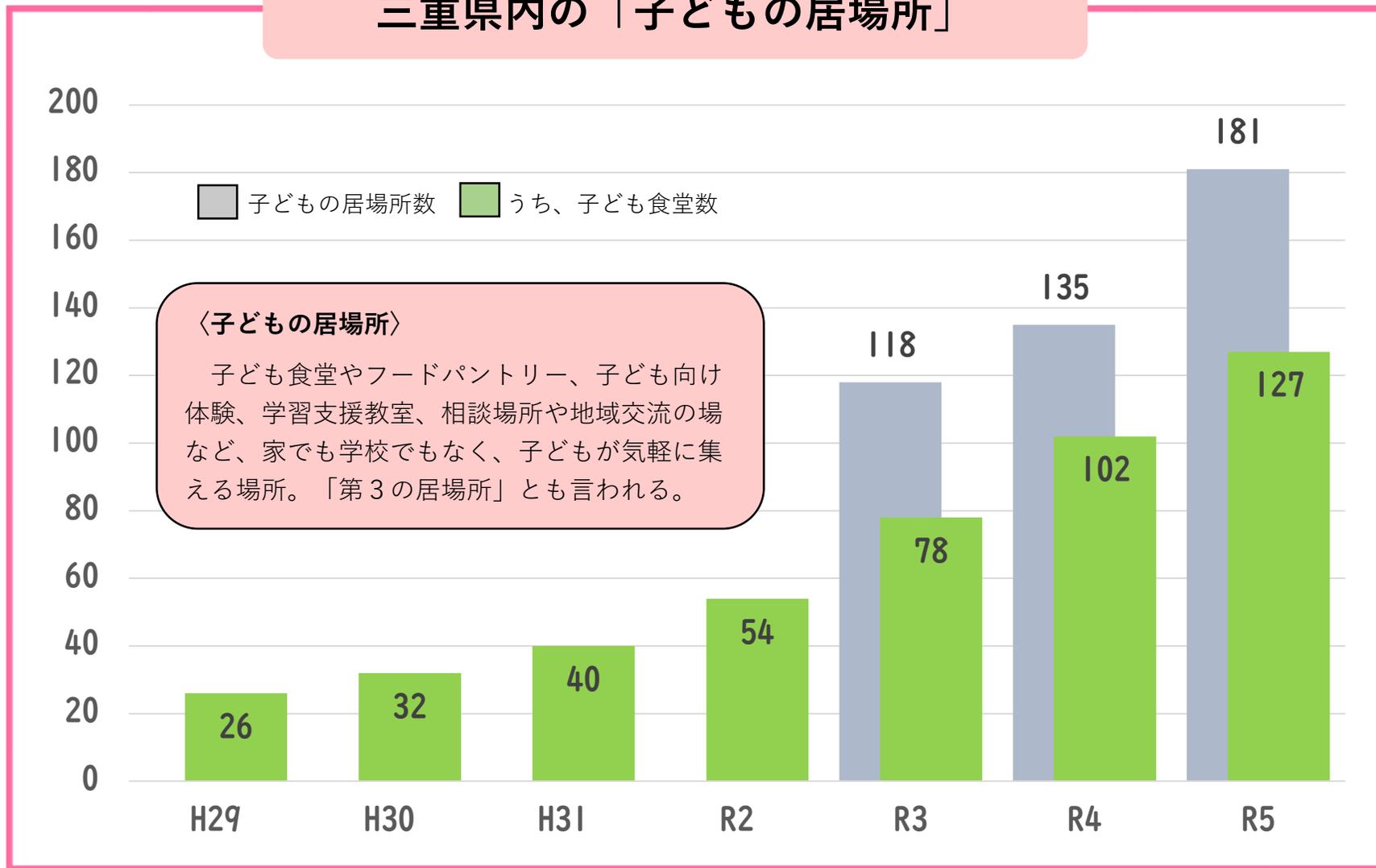


資料：三重県子ども条例に基づく調査

# (1)子どもを取り巻く環境の変化

## 子どもの居場所

### 三重県内の「子どもの居場所」

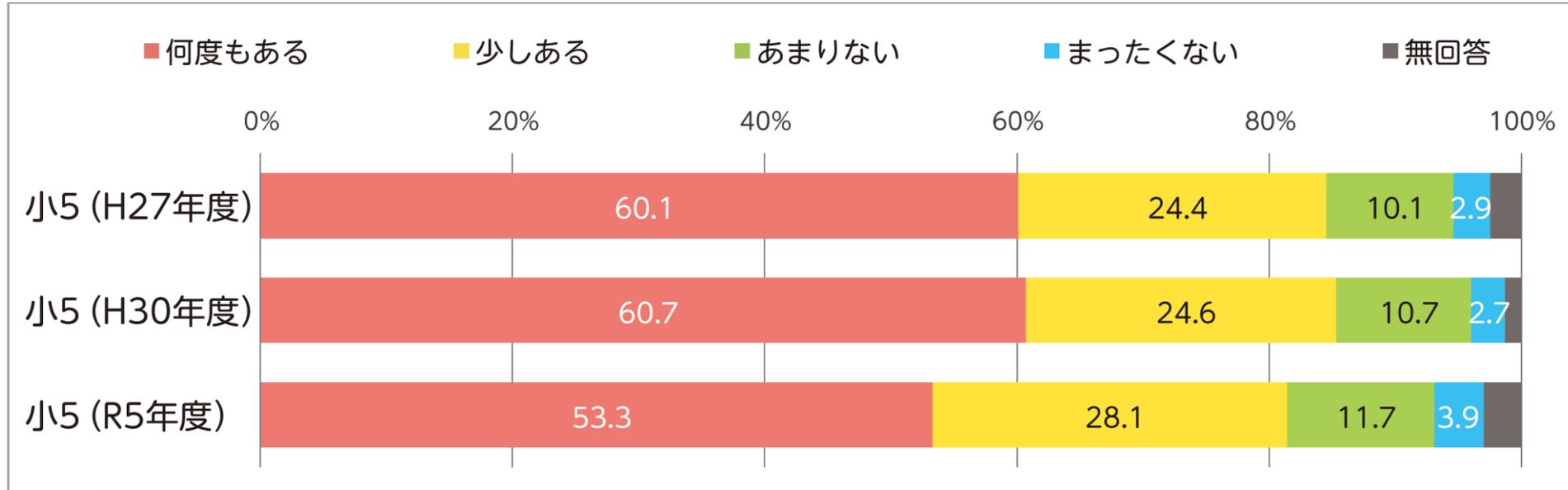


資料：三重県が実施する“子どもの居場所”支援事業

# (1)子どもを取り巻く環境の変化

## コロナ禍の影響

### ■家の人と一緒に地域の祭りや行事に参加したことがあるか（三重県）



資料：三重県子ども条例に基づく調査

# (1)子どもを取り巻く環境の変化

## コロナ禍の影響

### ■住んでいる地域で取り組んでみたいこと（複数回答）（三重県）

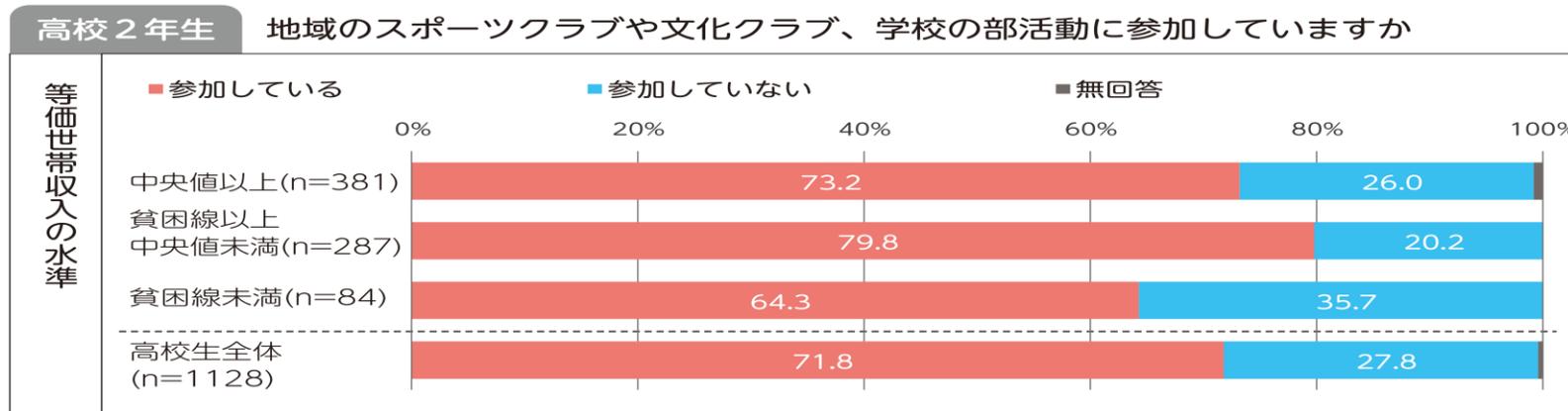
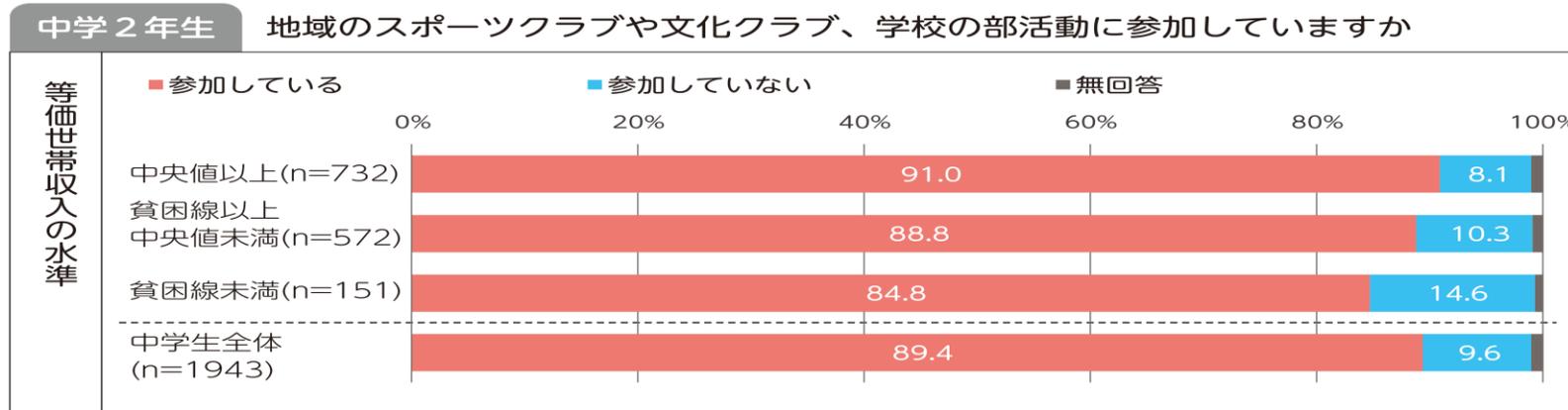
	小学5年生			中学2年生			高校2年生		
	H23年度	H30年度	R5年度	H23年度	H30年度	R5年度	H23年度	H30年度	R5年度
地域の歴史や文化について勉強する	16.0	③ 25.8	16.9	12.3	14.8	13.7	8.2	9.2	12.5
農業、漁業、伝統工芸など、地域の産業を体験する	② 24.0	② 29.4	③ 17.5	11.6	16.5	13.7	7.1	9.2	12.9
地域の大人と意見交換などをする	4.9	6.7	4.2	3.1	6.1	4.9	4.8	5.3	6.7
地域の行事を計画する	14.1	20.1	12.8	7.6	18.0	13.3	7.3	11.0	14.9
地域のスポーツクラブやサークルで活動する	21.3	③ 25.8	13.9	② 16.5	③ 22.2	③ 16.2	② 19.1	② 21.6	③ 18.7
お年寄りや昔遊びなどで交流する	22.4	22.9	12.0	6.0	10.6	8.3	7.5	6.2	6.6
異なる年齢の子どもと一緒に遊んだり、活動したりする	① 30.3	① 36.7	② 22.2	③ 15.3	② 26.5	② 21.2	③ 15.0	③ 18.7	② 23.1
町の美化活動をする	9.4	19.4	15.9	9.2	14.9	13.6	10.4	14.5	15.2
防災活動など地域の安全を守るための活動をする	14.4	20.0	13.5	6.3	12.3	9.0	4.7	8.9	9.9
いろいろな国の人と交流する	18.2	24.4	13.8	8.8	17.3	10.7	9.4	11.3	14.5
その他	1.3	3.4	1.2	1.2	1.3	0.8	1.1	1.4	0.8
特にしたいことはない	③ 23.2	20.8	① 36.3	① 43.0	① 37.2	① 42.6	① 41.7	① 39.8	① 38.2
無回答	6.7	2.3	3.4	8.2	3.0	3.3	9.1	2.8	1.8

資料：三重県子ども条例に基づく調査

# (1)子どもを取り巻く環境の変化

## 体験格差

### ■地域のスポーツクラブや文化クラブ、学校の部活動に参加しているか（三重県）（R5年度）

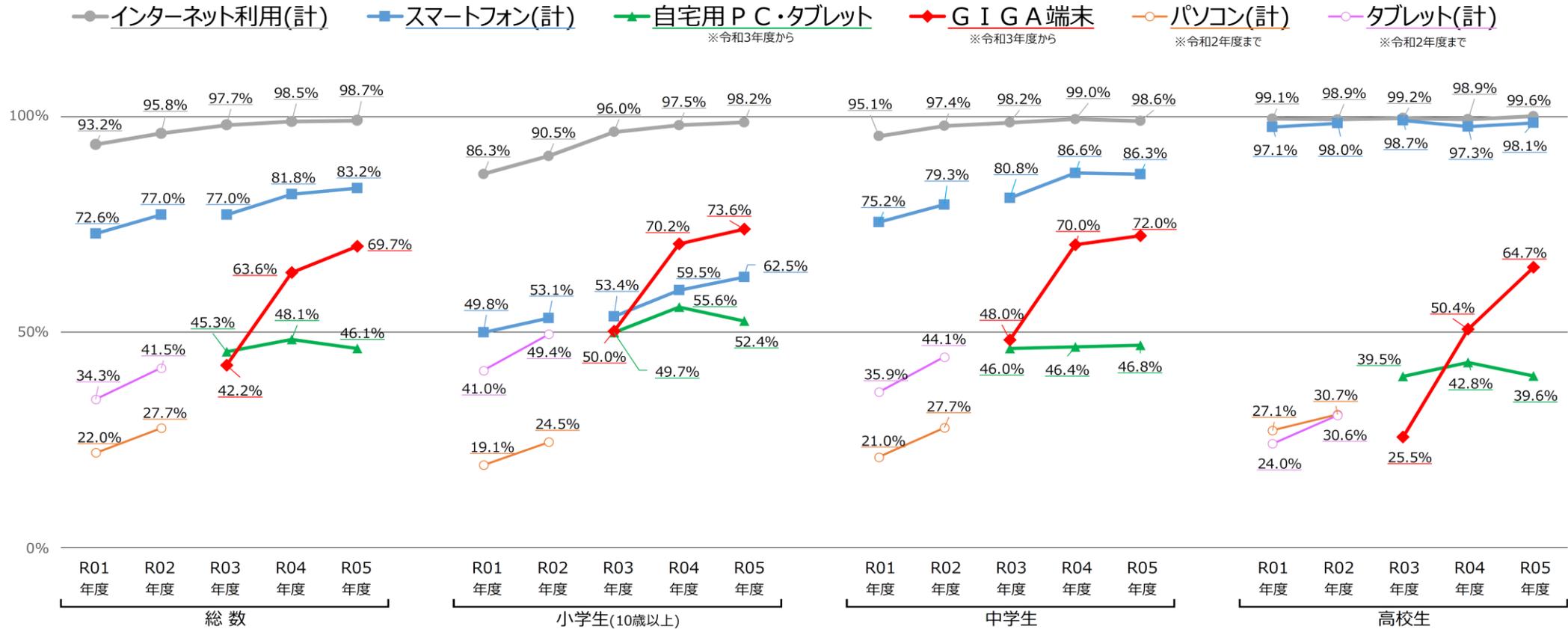


資料：三重県子ども条例に基づく調査（令和5年度）

# (1)子どもを取り巻く環境の変化

## インターネットの利用

青少年の機器ごとのインターネット利用状況（令和元年度から令和5年度）



資料:こども家庭庁「令和5年度青少年のインターネット利用環境実態調査」

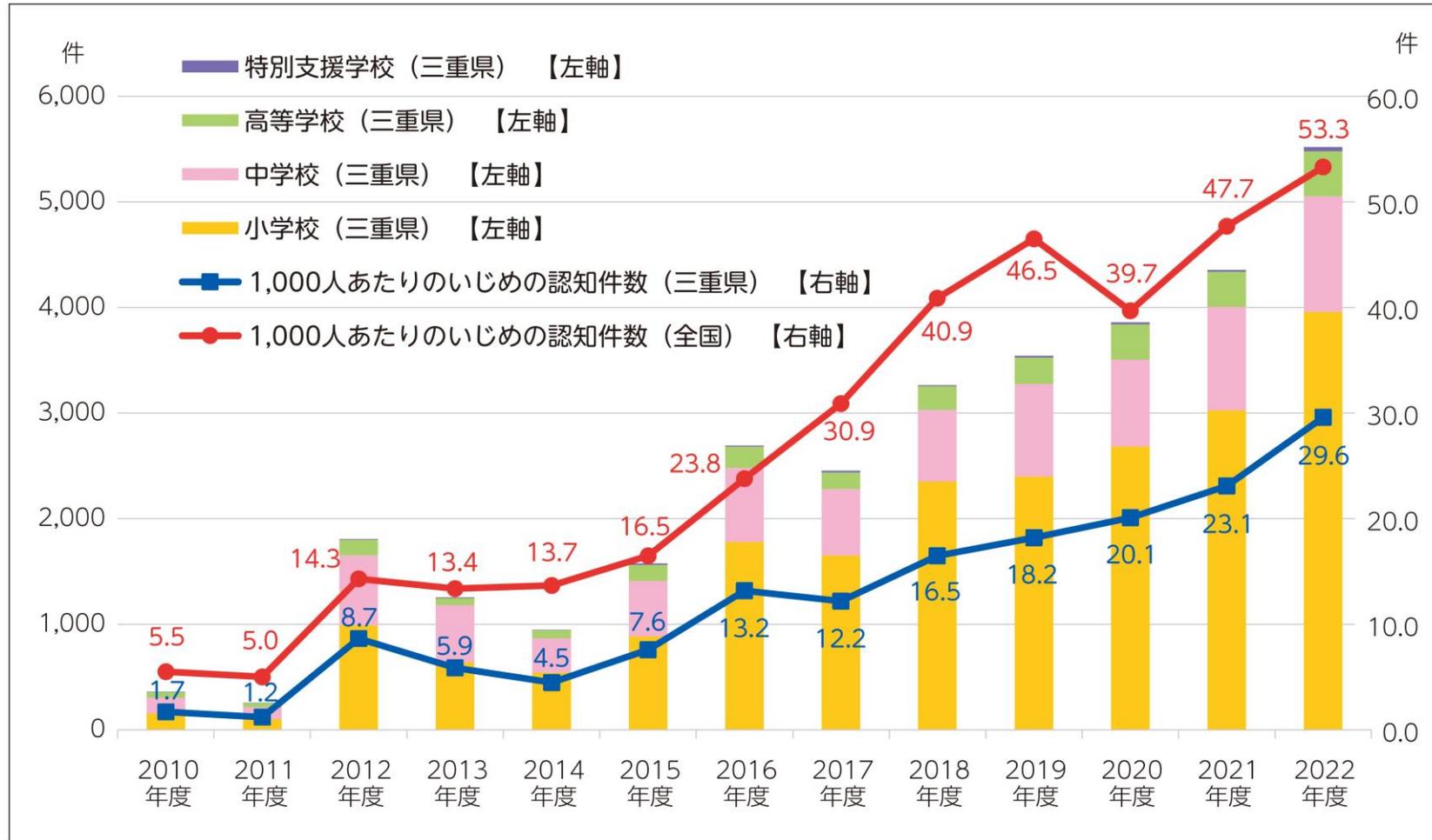
### 〈G I G A 端末〉

文部科学省が推進するG I G Aスクール構想（児童・生徒の1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する構想）において、学校から配布・指定されたパソコンやタブレット等

## (2) 困難を抱える子どもの増加、子どもの権利侵害事例の発生

### いじめ

いじめの認知件数の推移

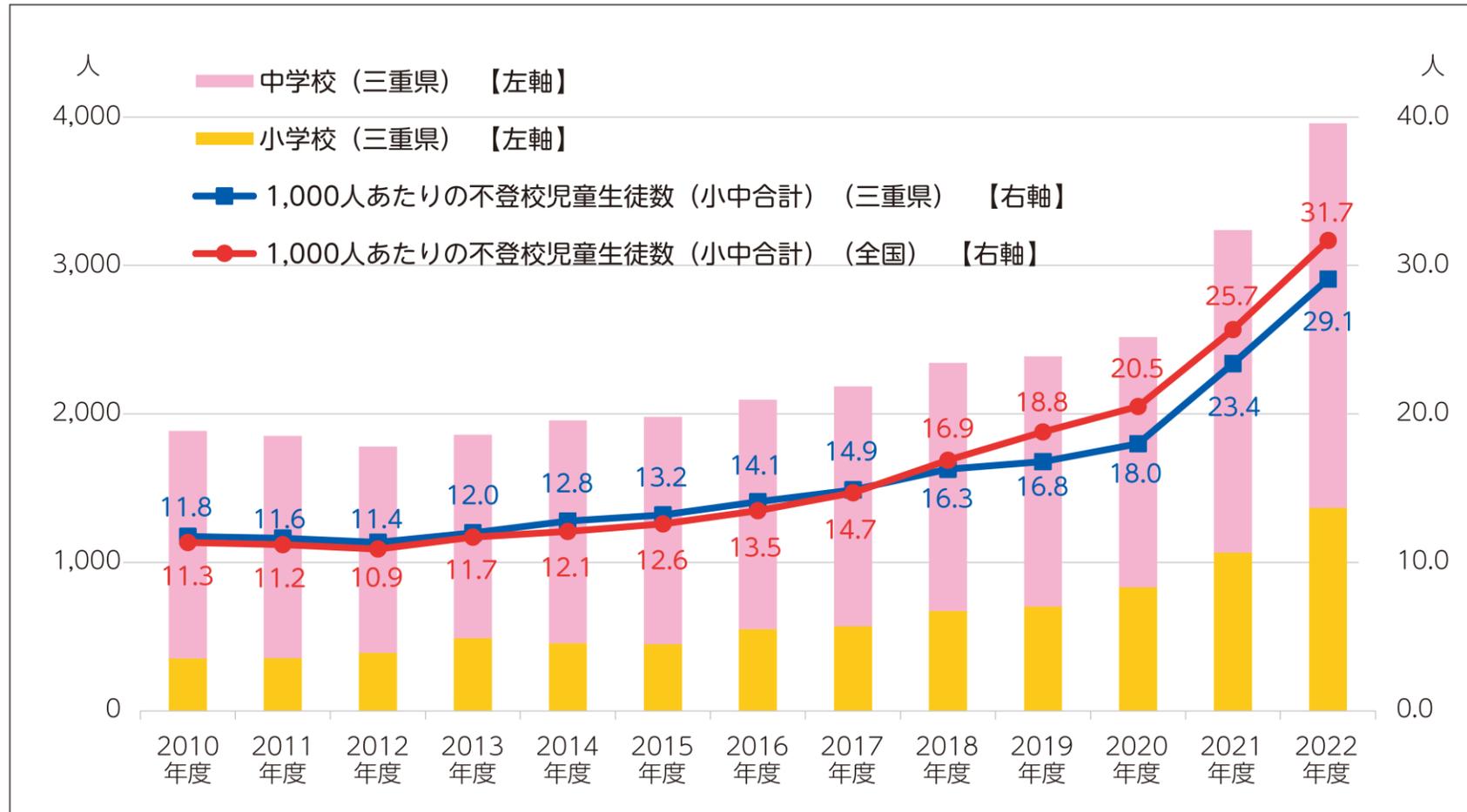


資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」（2015年度以前は、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（旧調査名））

## (2) 困難を抱える子どもの増加、子どもの権利侵害事例の発生

### 不登校

不登校児童生徒数（小学校・中学校）の推移（三重県）

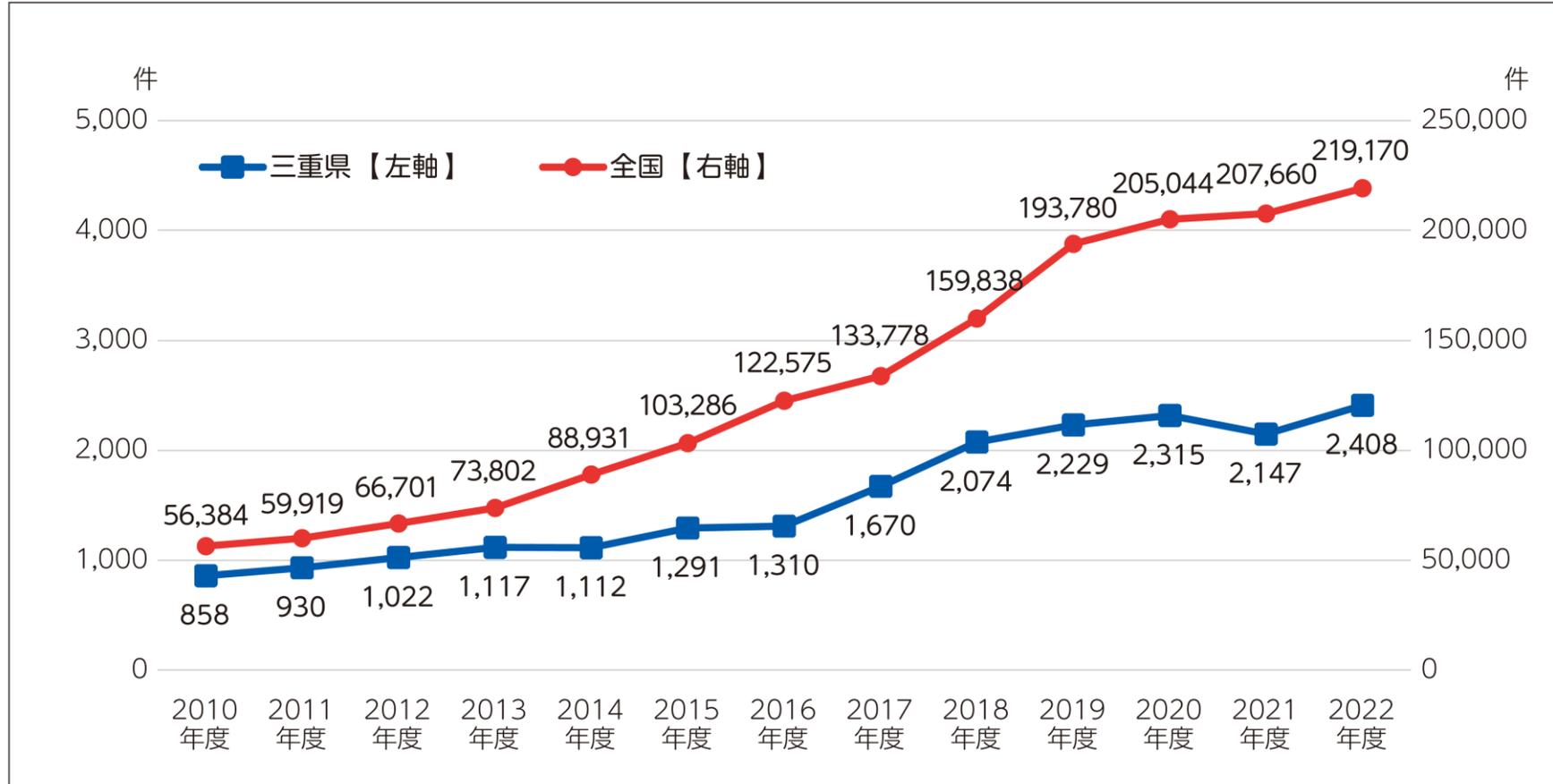


資料：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」

## (2) 困難を抱える子どもの増加、子どもの権利侵害事例の発生

### 児童虐待

児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移（三重県）

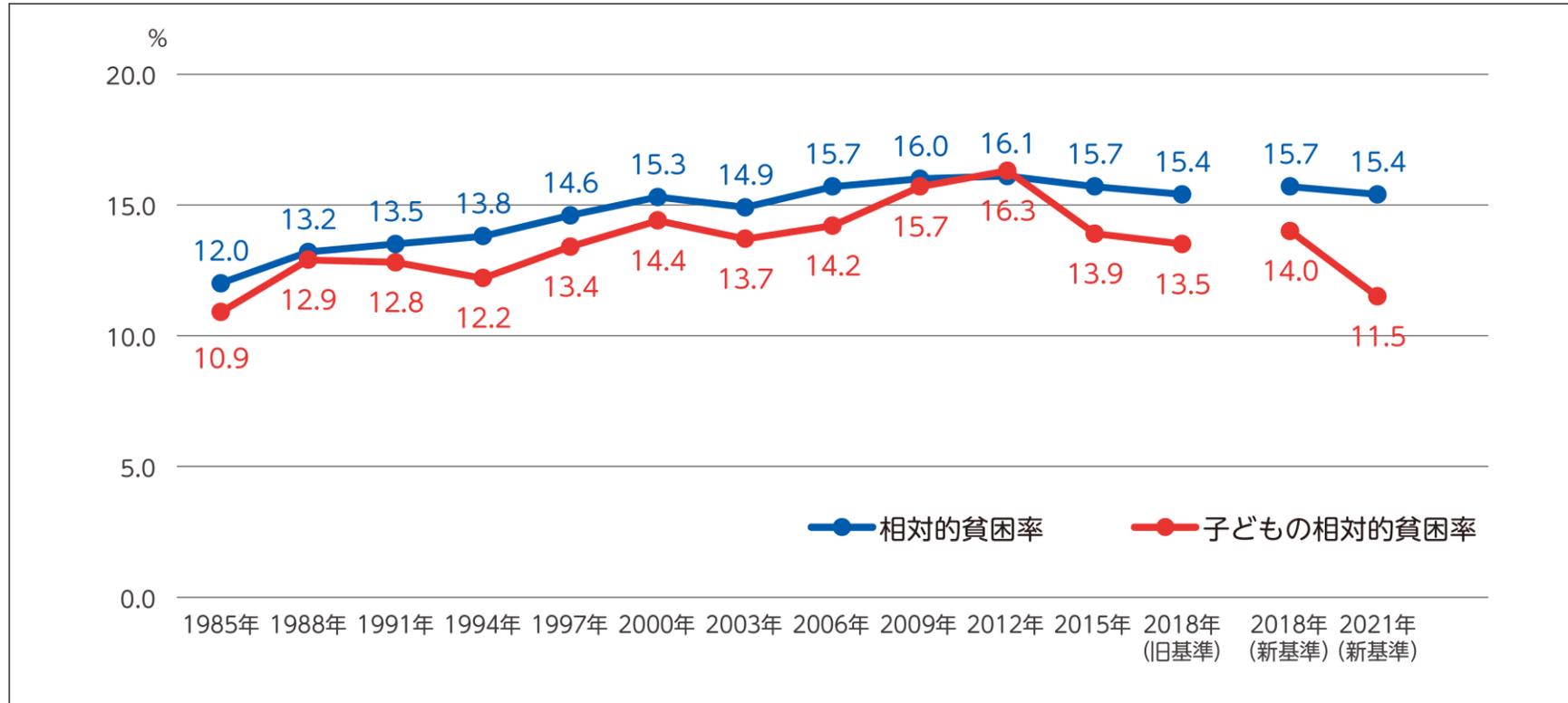


資料：厚生労働省「福祉行政報告例」

## (2) 困難を抱える子どもの増加、子どもの権利侵害事例の発生

### 貧困

相対的貧困率の推移（全国）



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

#### 「国民生活基礎調査」における〈相対的貧困率〉と〈子どもの相対的貧困率〉

〈相対的貧困率〉一定基準（貧困線）を下回る等価可処分所得しか得ていない者の割合

※貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額

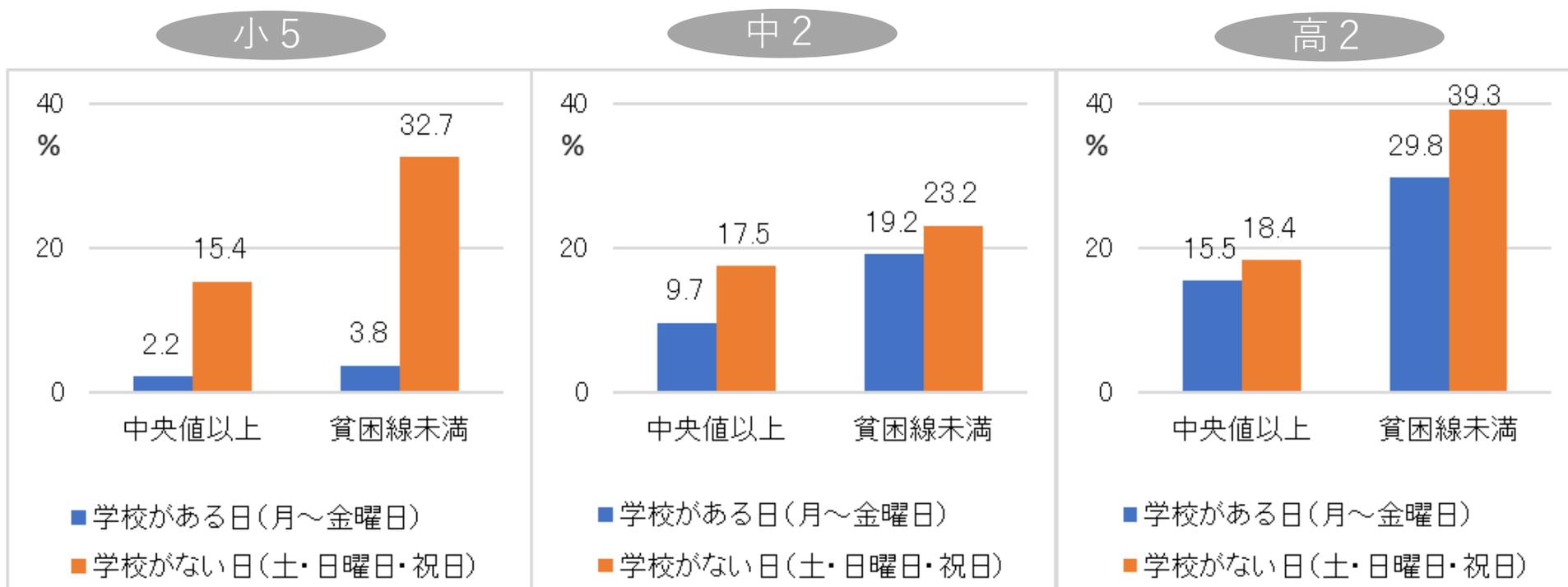
〈子どもの相対的貧困率〉17歳以下の子ども全体に占める等価可処分所得が貧困線に満たない子どもの割合

※「新基準」は、2015年に改訂されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いて算出

## (2) 困難を抱える子どもの増加、子どもの権利侵害事例の発生

### 貧困

#### ■学校の授業以外の1日当たりの勉強時間について「まったくしない」と答えた割合（三重県） （R5年度）



資料：三重県子ども条例に基づく調査（令和5年度）

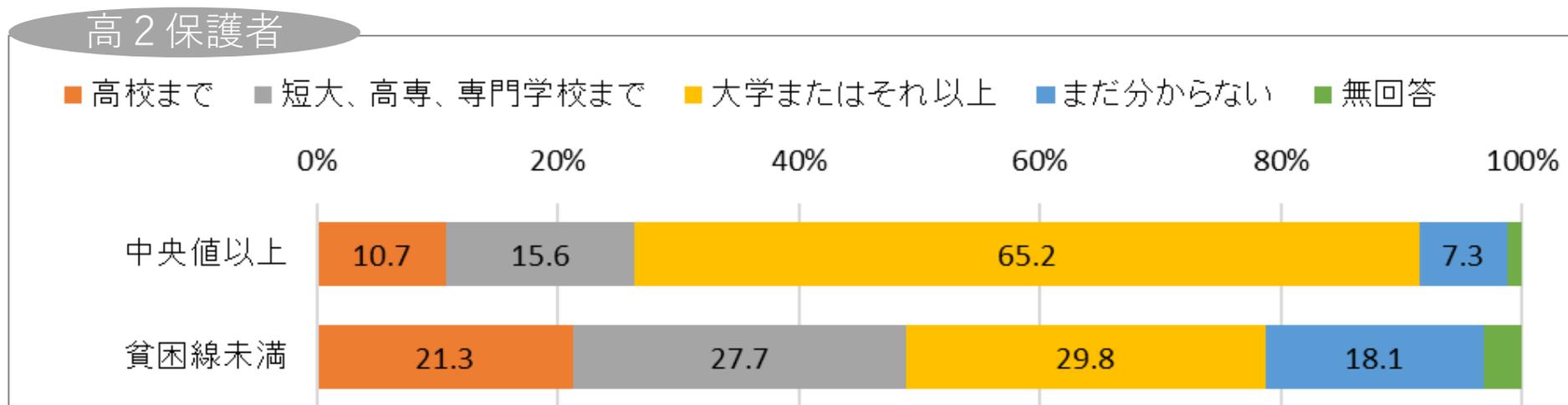
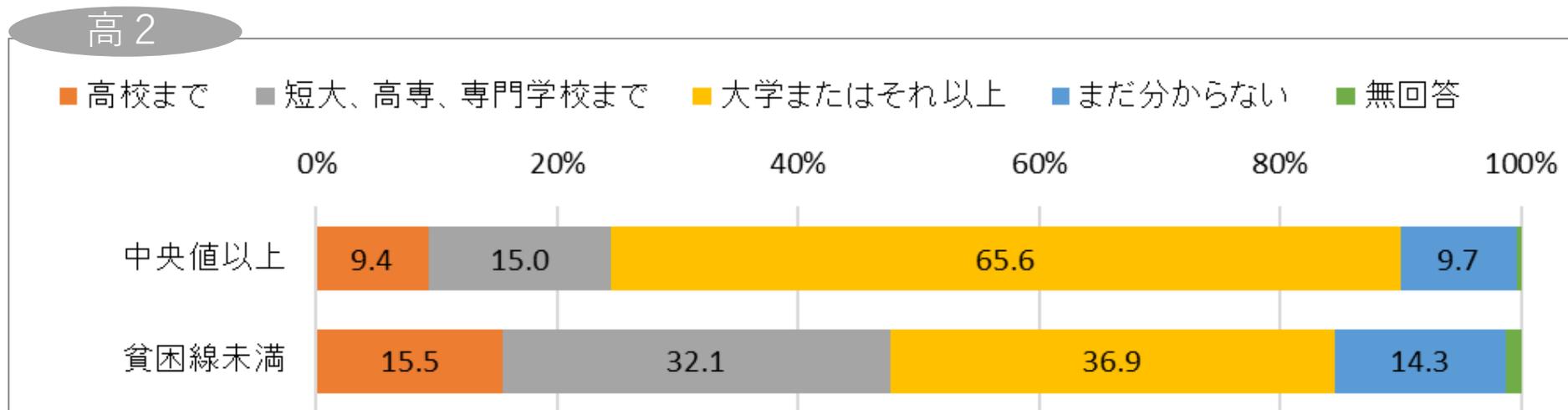
#### ≪「三重県子ども条例に基づく調査」における等価世帯収入による分類≫

- ・保護者調査における年間収入に関する回答の各選択肢の階級値（階級の真ん中の値）をその世帯の収入の値とする。（「50～100万円未満」であれば75万円とする）
- ・上記の値を、保護者調査で把握した家族の人数の平方根で除す。
- ・上記の方法で算出した値（等価世帯収入）の中央値を求め、その2分の1を「貧困線」とし、「中央値以上」、「貧困線以上、中央値未満」、「貧困線未満」の3つに分類

## (2) 困難を抱える子どもの増加、子どもの権利侵害事例の発生

### 貧困

#### ■ 将来、どの段階まで進学したいか（三重県）（R5年度）

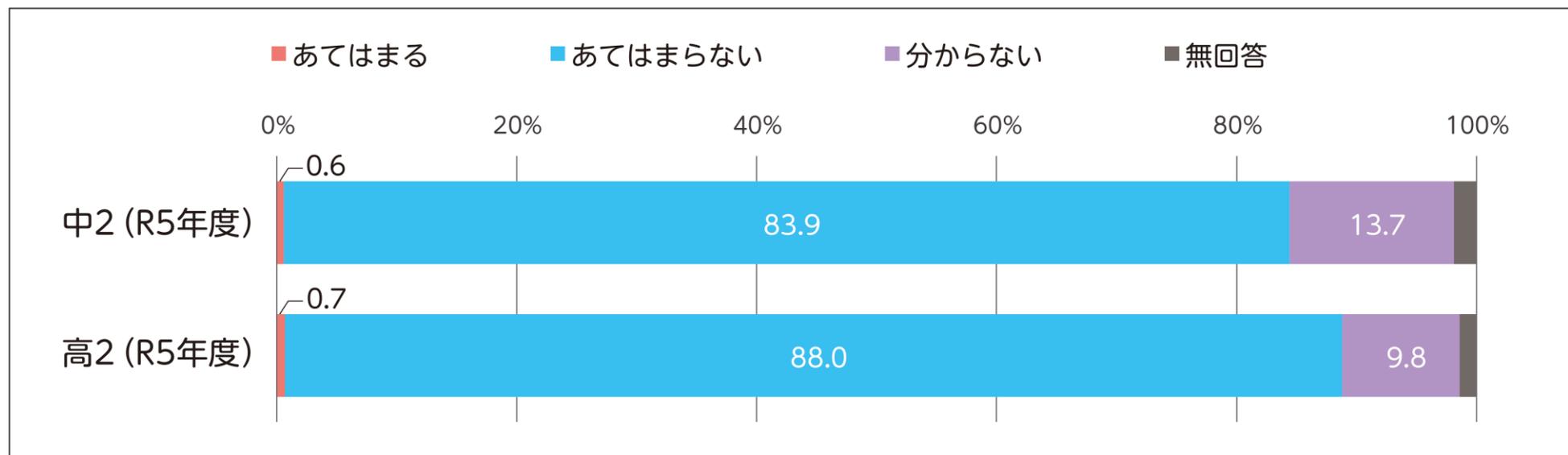


資料：三重県子ども条例に基づく調査（令和5年度）

## (2) 困難を抱える子どもの増加、子どもの権利侵害事例の発生

### ヤングケアラー

#### ■自身がヤングケアラーにあてはまると思うか（三重県）



資料：三重県子ども条例に基づく調査（令和5年度）

#### 《ヤングケアラー》

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。

### 権利侵害事例

#### ■ 不適切保育事例

##### (事案の概要)

社会福祉法人花園福祉会が運営する幼保連携型認定こども園 長寿認定こども園の保育教諭らが不適切保育等を行っている疑いが認められ、令和5年6月から桑名市と三重県が合同で特別監査を行いました。監査の結果、虐待等が認められたため、同年9月、県は法人に対し改善勧告等（行政指導）を行いました。

#### ■ 児童虐待による死亡事例

##### (事案の概要)

中勢児童相談所が関与していた4歳の女兒（以下「本児」という。）が令和5年5月26日に死亡し、同年6月29日に本児の母親が傷害致死容疑で警察に逮捕され、同年7月20日に傷害致死罪で起訴されました。令和6年3月8日、津地裁で懲役6年の実刑判決が言い渡されました。

こども基本法の重要ポイント！

### こどもの意見の反映（第11条）

国や地方公共団体は、こども施策の策定・実施・評価にあたり、対象となるこども・こどもの養育者・その他関係者の意見を反映させるための措置を講ずる。

### こども大綱（第9条）

国は、こども施策に関する大綱を定めなければならない。

### 自治体こども計画（第10条）

都道府県・市町村は、こども大綱等を勘案して、こども施策についての計画を定めるよう努める。

## こども大綱

### こども基本法で規定

➤ こども大綱とは・・・

国のこども施策に関する基本的な方針や重要事項等を定めたもの

➤ 目指すのは「こどもまんなか社会」・・・

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会

### 施策の範囲

これまで別々に作成されてきた  
3つの大綱を1つに束ねている。

少子化社会対策大綱

子供・若者育成支援推進大綱

子供の貧困対策に関する大綱

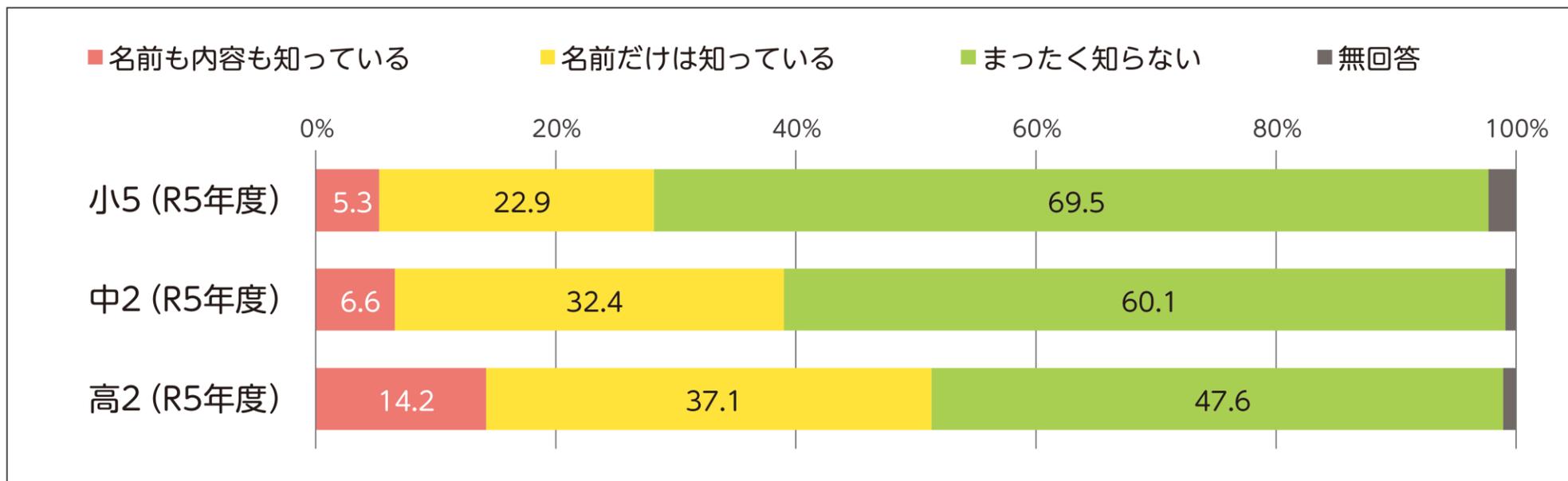
### 目標（抜粋）

- ・ 「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合 70%
- ・ 「生活に満足している」と思うこどもの割合 70%
- ・ 「今の自分が好きだ」と思うこども・若者の割合（自己肯定感の高さ） 70%
- ・ 「こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている」と思うこども・若者の割合 70%

## (4) 子どもの権利に関する子ども当事者の認知度の低さ

### 権利の認知度

■子どもの4つの権利（生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利）について知っていますか。（三重県）



資料：三重県子ども条例に基づく調査（令和5年度）